

「公益認定等に関する審査基準等について」の一部改正（案）の概要

1 改正概要

内閣府から、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）において、公益認定及び変更認定に加え、合併による地位の承継の認可に当たっても、「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成 20 年 4 月 11 日内閣府公益認定等委員会策定）が審査基準であることが明確化された。また、公益認定等ガイドラインについて、全体的な改訂がされた。

このことを踏まえ、内閣府と同様に改訂された公益認定等ガイドラインを県の審査基準とするとともに、公益認定及び変更認定に加えて、合併による地位の承継の認可に当たっても、公益認定等ガイドラインを県における審査基準とする。

あわせて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 44 条、第 45 条の申請をする特例民法法人がなくなっていることから記載を整理する。

2 施行予定日

令和 9 年 1 月頃（予定）